

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目 次

◎騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）（抄）	1
◎騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）（抄）	1
◎振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）（抄）	1
◎振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）（抄）	1

◎騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2～4 （略）

◎騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）（抄）
（特定施設）

第一条 騒音規制法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一（第一条関係）

- 一 （略）
- 二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）
- 三 一 （略）

◎振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2～4 （略）

◎振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）（抄）
（特定施設）

第一条 振動規制法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一（第一条、第三条関係）

一（略）

二 圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

三 十（略）